

# NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4 TEL06(6630)6060  
E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org 南分室 TEL06(6645)0246

## 冷える雇用、増える生活保護

貧困と野宿はボーダレスに。南港臨泊とシェルター利用者は減り、特別清掃の就労日数は増えたけれど...

### 第 40 回釜ヶ崎越冬闘争



2009～2010

#### 越年越冬活動

NHK 歳末たすけあい義援金特別配分で毛布と米を購入。

越冬実が、12月28日～1月7日まで、野宿を余儀なくされている人たちに毛布を配布。

また布団と合わせて寝床を設置。

米は炊き出しに使用。





上のグラフは、大阪市立更生相談所が、生活保護を決定して、居宅を構えるために保証金など初期費用を支給した件数である。2008 年に比べて 2009 年は、特に 2 月以降前年同月比で 6 倍～10 倍、平均で 9 倍をこえる増加になっている。

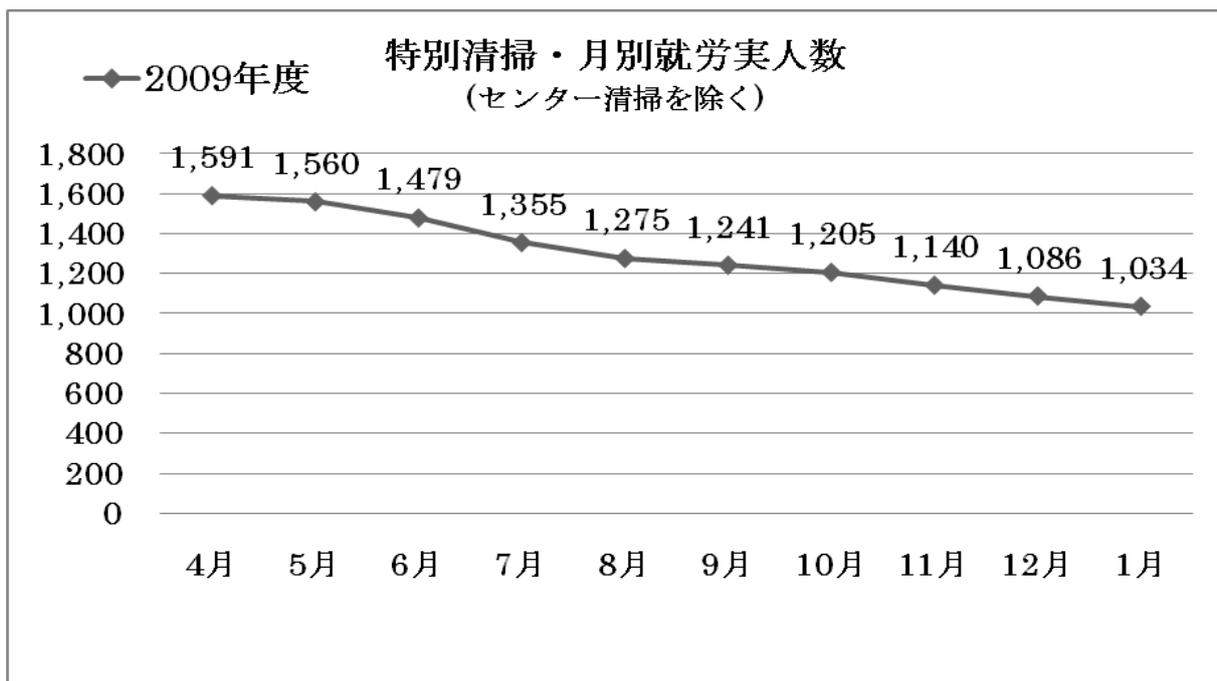
生活保護の増加は、一昨年までは何とか仕事にありつけて簡易宿泊所や飯場で泊まることができた現役日雇層も、ほとんど仕事がなくなって生活が成り立たなくなったこと、その深刻な状況に対して大阪市が、生活保護への受入れをひろげたこと、この 2 つが要因として考えられる。

2009 年度(2009 年 4 月～12 月)の 9 ヶ月間だけで、救護施設や更生施設を経ずに 2,016 人が居宅保護(生活保護のうち施設入所や入院でなく、アパートなどで生活するもの)になっている。

生活保護受給者が増えたことに伴って、当機構などが大阪府や大阪市から委託を受けて実施している高齢者特別清掃事業(55 歳以上の日雇労働者・野宿生活者で、生活保護を受けていない人が対象)に従事する人は、毎月減り、今年 1 月では、就労実人数(1 か月のうちに 1 日でも特別清掃に従事した人)は、4 月に比べて 557 人・約 3 分の 1 も減ってきている。

2009 年度の特別清掃登録者 2,236 人のうち、昨年 12 月 1 日時点で、すでに 680 人が生活保護を受給しだして、特別清掃を「卒業」していったからだ。

特に 50 歳を超えた日雇労働者や野宿生活者が安定した昼の上の生活に移るには、ほぼ生活保護を受けるしか方法がないのが現実だから、生活保護への入り口が広がったことによって、多くの困窮者や野宿生活者が、困窮や野宿から抜け出せつつあるのはうれしいことである。

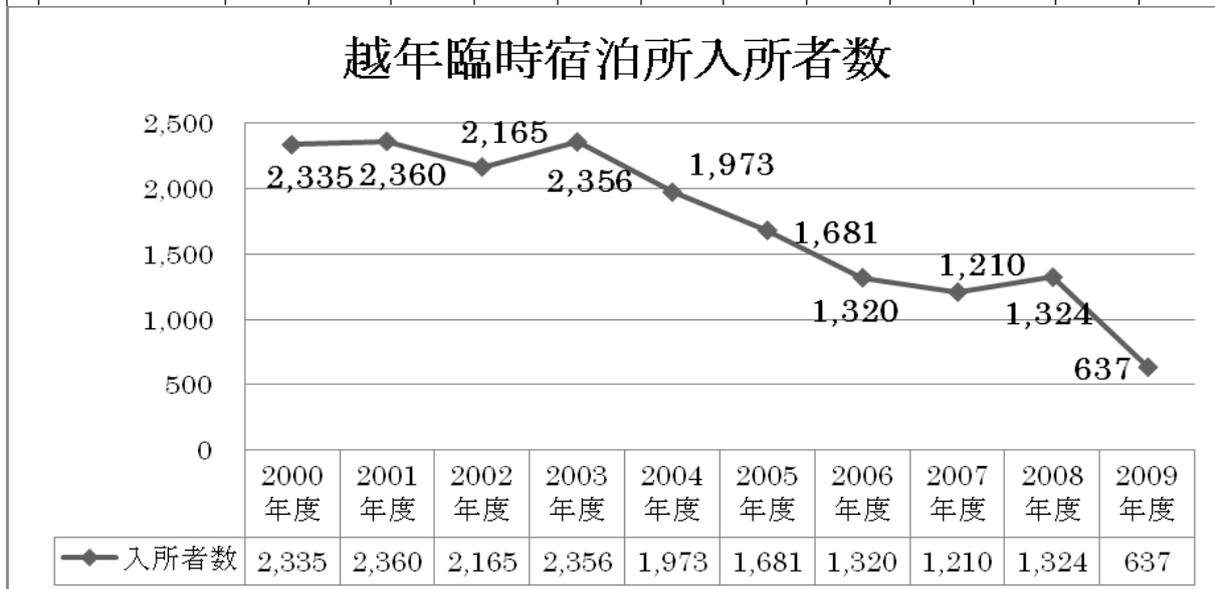
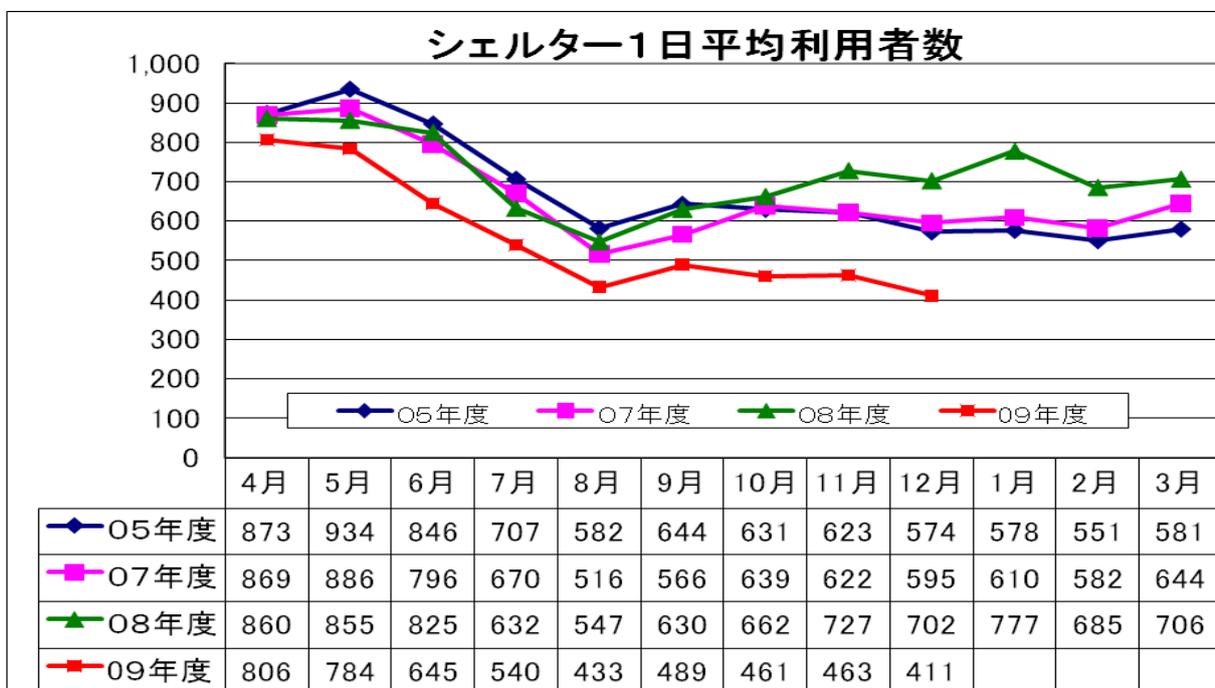


シェルター(あいりん臨時夜間緊急避難所)の利用者数も、昨年 12 月では一昨年同月と比べて 1 日平均で 291 人・41%も減っており、年末年始に大阪市が大阪南港で開設する越年臨時宿泊所の利用者数は、52%減と前年の半分以下となった。

だが喜ばしい半面、喜ばしいというだけではすまずことができない現実も生じてきている。

一つには、生活保護に移った人を、生活の場である地域で、どこまで支えることができているかということだ。長い野宿生活などの結果、自分では気づかないがアルコール依存に陥っているケース、精神疾患や深刻なからだの疾患を抱えているケースもある。生活費や住居を手に入れたが、生活の変化に対応した支援がない場合、再野宿に追いやられたり、野宿やシェルターでの生活よりも早く死に追いやられてしまうケースも少なくはないのが現実だ。

二つには、生活保護を受けて仕事を探す、仕事が一向に見つからないため、働く意欲が減退させられてしまうケースも多くあるということだ。日雇労働者だけでなく派遣や非正規で働いてきた若者もふくめて、現実には、生活保護を受ける前の手取り収入も、生活保護費も、再就職した時の手取り収入もさほど変わらない。そのため、探しても仕事が見つからない期間が長くなればなるほど、あきらめの気持ちが強くなり、再び働こうという意欲がうばわれていってしまう。



三つには、減ったとはいえ、長い間特別清掃・アルミ缶集めと、野宿・シェルター、そして炊き出しで命をつなぐ生活を続けざるを得なかった結果、それが日常生活になってしまい、今度はそこから抜けて別の生活スタイルに移ることに、強い不安と抵抗感を持つようにならざるを得なくなった人たちが、まだまだそれなりの数いることである。一昨年まで、野宿やシェルター生活から抜け出せる方策が、病気や高齢による生活保護か、そうでなければ常用就職を旨とした自立支援センターか、しかなかったからだ。生活保護の入り口をひろげる政策転換が、急におこなわれても、それに乗るには心と体がまだまだ準備段階に入っていない人たちがいる。

貧困対策として生活保護によって支える政策、生活保護によって野宿から抜け出せる対策は、重要なものだ。だが、釜ヶ崎やホームレス支援の現場で見え続けてきたものは、それだけでは解決しきれない、もっと複雑できびしい現実である。

生きるということ、働くということ、それぞれに応じた自立とは何か、それを支えるにはどうしたらいいか、そういう問いかけが、複雑に絡み合った現実を直視してはなされないところで、無料低額宿泊所は必要か不必要か、保護費から本人に残る額が 2 万円ではぼったくりか妥当か、施設か居宅保護か、就労自立か生活保護か、などという安易で単純で薄っぺらい二者択一的論理が、あたかも困窮する人たちを救済する対策であるかのように、国の機関などで議論されていることに、危惧と失望の念を抱くのは、私だけだろうか。

「反貧困」と「ホームレス支援」はどこでクロスするのか。すでに貧困とホームレス化の垣根は、ボーダレスになっている。しかし残念ながら、「反貧困」が求める「貧困・ホームレス対策」と、「ホームレス支援」が求める「貧困・ホームレス対策」は、現状では「似て非なるもの」だと言わざるを得ない。この事実をしっかりと押さえて、「貧困にあえぐ人もなく、ホームレス状態に追いやられる人もない社会」をつくっていくために、ともに手をたずさえて歩いていくことができるのか、今年の大きな課題である。

最後に、昨年 12 月 6 日に、民主党大阪府連主催の「政府の緊急雇用対策にかかるヒアリング」で提出した提言書を掲載しておきたい。  
(事務局長・沖野充彦)

## いま必要なセーフティネット

2009 年 12 月 6 日

大阪希望館運営協議会事務局次長・NPO 法人釜ヶ崎支援機構事務局長  
沖野 充彦

### 1、ハローワークでのワンストップサービスの評価

職業相談、職業紹介を主とするハローワークで、生活保護や第 2 のセーフティネットである住宅手当や総合支援資金貸付などの相談や情報取得の道が広がったことは評価できる。

だが、管轄も運営母体も異なる職業紹介と生活保護・住宅手当等をただ場所的に並べるだけでは、たとえばハローワークと福祉事務所の距離が往復で 1 時間かかるとすれば、それを 5 分に短縮できただけで終わってしまう。

生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、4 分の 1 は自治体負担である。ワンストップサービスを有効にするためには、何よりもハローワークの対象である就労可能な稼働年齢層を主な対象とし、しかも 10 割国庫負担である第 2 のセーフティネットを、即効性と有効性のあるものにしていくことが欠かせない。

## 2、現在の第2のセーフティネットの特徴

訓練・生活支援給付や住宅手当など新しい公的給付対策が実施されていることは特筆に値するが、下記の理由で、困窮・窮迫状態にある人にとって、生活保護制度の前の「第2のセーフティネット」として十分に機能しているとは言い難い現状がある。

(理由) 受取額は生活保護受給額前後のものが多い上、生活保護のほうがスピーディかつ安定的(返済不要で期限の定めがないなど)であるため、生活保護への流入増を止めるものになりにくい上、生活保護から就労で抜け出していく効果も持ちにくい。＝生活保護受給に拒否感のある人の場合、行政窓口が生活保護申請を食い止めようとするため場合には有効となりうるが、生活保護の前の第2のセーフティネットとしては機能しにくい。

- ・雇用保険 → 事業主都合退職の場合、すぐに給付が行われるが、本人都合の場合給付制限期間が3カ月科せられる。 → 現在の就労現場の実情に合っているか。
- ・就職安定資金融資 → 事業主都合かつ社員寮からの退去が要件。派遣切りでも「本人都合」、日雇派遣で仕事が減って家賃滞納・住居喪失などの場合は使えない。
- ・訓練・生活支援給付、融資 → 給付と融資をあわせると単身者で月15万円になるが、訓練期間中に限られ、しかも「訓練申込→訓練開始→給付申込→決定・振込」まで約1ヵ月半かかり、その間の生活維持が困難な人は使いにくい。
- ・住宅手当 → 画期的な対策であるが、単身者で臨時的な就労収入があっても84,000円未満(控除前収入)か、無収入で求職活動中の人しか使えない。
- ・総合支援資金貸付 → ある程度生活基盤となり得るが、借金がある程度あれば使えず、また借金が増えてしまうため、将来の返済に不安を持つ人は躊躇してしまう。
- ・緊急雇用創出基金 → 臨時的な公的就労創出として評価できるが、6カ月未満(失業手当が発生しない期間)であるため、その後の就労先への不安は解消されない。また生活保護受給額前後の手取りしか受け取れず、貯蓄をして次につなげる、あるいは基金事業への就業中に就職活動で交通費などを支出するには困難な額のものが多い。



- (問題点)・民間労働市場での「就労自立」か、生活保護等福祉制度による「公的給付」か、の二元的制度設計になっている。
- ・緊急雇用創出基金など公的就労創出も「臨時的に雇う」ことにとどまり、就労努力は個人任せで、福祉制度と結びついた設計にもなっていない。

## 3、生活保護の前の第2のセーフティネットのあり方

(理念)「働く価値の復権」＝「就労に福祉を位置づける」(「働いて収入を得て生活すること自体が福祉である」との理念)生活保護は福祉給付なのだから、その前のセーフティネットは「働くことを実際に支えることができる機能」をもつものである必要がある。

特に、有効求人倍率を見ても民間労働市場が大きく縮減している現状にあっては、緊急雇用対策基金事業など公的就労対策を拡大するとともに、それに住居支援・医療支援を組み合わせた「仕事・住居・医療」3点セットでの総合支援対策が求められると考える。

(具体的提案)

### ① 短期的対策

- ・住宅手当の給付期間を、6カ月更新で最長2年まで延長できるようにする。
- ・公的給付(失業手当・訓練生活支援給付など(貸付は除く))を受けていても、就労していても、単身者の場合であれば手取り収入が17万円以下であれば、17万円になるように段階的な住宅手当額を給付する。

- ・訓練・生活支援給付と貸付金を、公共職業訓練終了後 2 ヶ月間延長し、ハローワーク等で就職支援をおこなう。
- ・対象者に対して、同時に、国民健康保険料の減額や、高額医療費限度額の減免をおこなう。

(理由)働いていても、福祉給付ではない就労関連給付を受けていても、生活保護水準前後の収入しか得られなければ、就労継続意欲や就職活動意欲は明らかに減退し、福祉給付に依存する傾向が強まらざるをえない。

・また、公共職業訓練終了後、就職活動期間中の生活が不安定になってしまう。総合支援資金での貸付制度はあるが、新しい手続きが必要となるとともに債務が増えてしまう。

・大阪の場合、単身者の生活保護の住宅扶助の限度額は 4, 2000 円、生活扶助額は年齢によって異なるが、30~40 歳代であれば 81, 000 円前後である。

・そこから最低でも 4~5 万円は収入が多くなければ、不安定な就労状態の中では就労継続意欲が継続しない。

## ② 長期的対策

・緊急雇用創出基金事業を恒久的な対策事業とし、一人 2 年程度・週 4 日程度の就労と住宅手当・職業訓練・週 1~2 日程度の就職活動支援を組み合わせた「就労支援制度」をつくる。(失業手当の受給権者は、制度利用中は給付を停止し、制度終了後に停止日数分が支給されるようにする)

・環境分野や介護・福祉関連分野など公的施策に関連する戦略分野での就労に対しては、給与額の 1/10~1/5 程度の個人奨励金を、給与額に応じて 3 年程度支給する制度をつくる。

(理由)・環境分野や介護・福祉関連分野など公的施策に関連する分野に労働力を再配置していくためには、短期的な職業訓練だけでは効果があまり得られない。

・現在の二極化した雇用構造においては、たとえ派遣事業法の改正だけをして、非正規層・「名ばかり正社員」層のワーキングプア化・ニアホームレス化は避けられない。

・最低賃金の引き上げだけをして、中小零細事業の衰退を招き、戦後日本社会のセーフティネットの土台となっていた地域の解体を、さらに促進することにつながりかねない。

## 4、生活保護制度のあり方

(理念)「家族福祉の機能低下と地域支えあい構造の崩壊に対応した、あたらしい援護福祉の仕組みを、地域において実現する」

「就労自立か生活保護かという二元対立にならない制度設計、入りやすく出やすい制度設計にしていく」

(具体的提案)

・福祉に就労を取り入れる。

高齢世帯・傷病世帯以外の受給者については、それぞれの状態に応じた軽易な作業と作業時間・日数を提供することで、民間労働市場では就労困難でも「働きながら福祉を受ける」ことができること、一時的困窮による保護の場合は「就労意欲の継続を支える」ことができるものにする必要がある。

(理由) 金銭給付を受けながら、民間労働市場への就職活動をするだけでは、うまくいかない場合就労意欲が減退し、生活規範も下降せざるを得ない。就職活動中であっても、自分にできる仕事は民間ではなかなか見つけられない場合でも、働く意欲を維持してもらう必要がある。

・ 地域における支援ネットワークを、制度として整える。

ケースワーカーだけが受給者の生活を支えるのではなく、社会福祉協議会(権利擁護事業)・介護事業所・地域包括支援センター・医療関係者・民生委員・民間支援団体など、受給者を支える地域資源をネットワークで支える仕組みを作る必要がある。それと同時に、民生委員制度を見直し、いつでもどうということでも相談できて必要な資源につなげてもらえる「地域生活支援員・支援センター」制度をつくる。

(理由) 地域において生活保護受給者、とりわけ密接なかわりを要する受給者については、さまざまな関わりの角度から見える生活を、各関係者が検証しながら統一した支援方針を作ることが欠かせない。これは、ケースワーカーだけでできるものではなく、ケースワーカーが不足しているという物理的要因だけに起因しているものでもない。

・ 単身受給者を家族代わりに支える健全な民間支援団体を育成する。

社会福祉法に基づく救護施設や更生施設では、そこからの退所居宅生活者に対して、通所事業・訪問事業などを実施すれば、利用者から料金をもらわなくても公的給付が施設に対して行われる仕組みが存在している。この制度を、救護・更生施設以外でも自治体が認定した民間支援団体へも拡大すれば、無料低額宿泊所から居宅保護へ移った場合や、当初より居宅保護であるが支援を要する場合に、受給者への保護給付額から支援費用・利用費用を徴収しなくてもよい仕組みをつくることができる。支援費・助成制度などの創出によって、地域での居宅生活を支える健全な民間支援団体育成していくことが必要である。

(理由) 今後の社会福祉は、かつての施設主義ではなく地域包摂主義に向かっていると考えられる。しかし、現在の生活保護制度は、現実には給付事務中心になっており、急速に増えている、さまざまな社会的困難を抱える、とりわけ単身者を、地域で複合的・多角的に支える仕組みの形成が追いついていない。

生活保護の単身受給者には、日常の生活で起きる様々な困難を支えて一緒に解決してくれる家族がいない。現行の福祉制度では、日常の生活支援(見守りや変化への迅速な対処・金銭や服薬の管理を要する場合・気軽な相談・病院や諸手続きの付き添いなどでヘルパーの時間だけではできないこと(ヘルパーが入れるようになるまでも含む)などを必要とするにもかかわらず、それができる制度の保障がない。

そのため、支援するには受給者への給付額から利用料や差額家賃を受け取るしかなく、結果、良心的にかつ密接に支援しようとするほど経費的に支援が成り立たず、健全な支援団体が育たない。それが、利用料などを受給者から徴収しながらも、劣悪なサービスの提供、あるいはサービスさえ提供しない悪質業者(「貧困ビジネス」と呼ばれるもの)をはびこらせる原因になっている。



## 2010年・各部門責任者からの抱負

### 北事務所

市更相分室のTさんから電話がかかってきた。2009年度越年臨時宿泊所入所前のCR車検診で結核が診断された、77歳のおじさんのことだった。

Kさんは1999年度から特掃登録をしている。67歳の時、生活保護をすすめようと初めて声を掛けたが、福祉への強い拒否感を表し、私は怒鳴られたことを覚えている。Kさんはその後登録を更新していったが、段々就労に無理があるようになっていった。2007年度は登録せず、2008年度は3日間就労したが、待機。そして、2009年度も登録しなかった。

そして、Kさんはようやくこの冬、釜ヶ崎にきて初めて越年臨時宿泊所を利用しようと思ったようだ。今、H病院に入院しているKさんは、病気を治して生活保護を受けようとしている。よかった、と思う。福祉を受け入れるまで、10年余りの年月が必要だったのか。

2009年度、多くの人が福祉へ移行していった。2010年度、特掃登録更新をする人たちは色々な事情を抱え、福祉はまだいい、という人たちも多い。どこまでできるかわからないが、声をかけ続けなければいけないと思う。 (松繁弓子)

### 南分室・市内対策(福祉援護)担当

08年末から09年春にかけて、製造業派遣から押し出されてきた方への支援が、一つの柱をなしていた。09年後半には、製造業における派遣雇用の縮小の影響はとりあえず収束し、疾病との関係で長期失業状態にある方への支援が高い割合を占めるにいたっている。

また昨年度は、住居喪失状態であっても親族から一定の生活の自立を果たしている場合が多かったが、今年度は親族との関わりが深く、関係性にこだわりをもっている場合が増えてきている。成年後、失業が長期になると、親がけじめをつけて子を家からだすことは、昔からのことではあるが、雇用状況がこれほど悪くなければ、相談に至らなかったであろう20代30代の方が増加している印象がある。

支援の現場では、1年弱の期間で、いわば90度ぐらい異なる方向性の支援の組み立てをしなけばならず、ケースと時節の変化に合わせた柔軟な対応が必要とされている。10年には大企業の法的整理等が予測されているため、正社員層、パート・アルバイト層の新たな相談が増加するかもしれない。

要するにやってくる相談・問題に対応する支援を工夫していく以外ないのであるが、現実の求職で一人の募集に30～40人が応募する状況があり、生活保護の就労指導が若年者においても不適合になってきていること、その中でストレスが増大し、脱野宿後の生活の不安定要因が深まっていることに対する配慮と当事者へのシンパシーをもって相談に臨んでいきたい。あわせてメンタル面での問題・動揺に、野宿からの脱出そして居宅保護や就労というプロセスにそいつつ、細かな支援を組み立てられるよう相談技術の切磋に努めていきたい。

(松本裕文)

## 大阪希望館相談センター

「大阪希望館（住まいをなくした人のための再出発支援センター）」を開設して半年以上が過ぎました、これまでに 14 人の方が入所され、内 3 人の方がアパートを借りて退所、自主退所された方が 1 人、無断退所者が 1 人、2 人の方が近々アパートを契約して退所する予定です。最近入所された方も含め残る 6 人の方は、雇用保険受給中の方や仕事に就かれた方、就活中の人達で次のステップへ向けて一生懸命頑張っています。

しかし残念な事です、1 月早々入所中の 41 歳の方が大動脈解離で急逝されました、3 ヶ月間公共職業訓練を受け、昨年末に 3 種類の資格を取得して本格的に就活を開始、1 月 4 日ハローワークを通じて 1 社へ応募、面接が決まりいよいよこれからと云う時で前日まで元気に過ごされていただけに、突然の死が信じられません。日頃の体調管理や食事も含め日常生活にもっと踏み込めなかったのか、救う方法はなかったのか、悔しさと申し訳ない思いが交錯し、これで良いのか、今後どうするのか、自問自答する日々が続きましたが、遺影と向き合っていると「あんた希望館のオヤジだろ、落ち込んでどないするねん、しっかりしてや」と言われている様な気がし、痛みと悔いは残りますが

この度の〇〇さんの死を無駄にすることなく、教訓として今後の活動に真剣に取り組んでまいります。

WHO の健康の定義には「完全な肉体的、精神的及び社会福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」と述べられています、今年の大阪希望館の目標として、肉体的精神的はもとより社会的健康を目指して、希望と云う光の玉を投げ続けて行ける様、スタッフ一同心を引き締め励んでまいります。（分林康次）

## 自転車リサイクル部門

昨年は、ふるさと雇用再生基金事業の一つとして、自転車リサイクルシステム構築事業が 6 月より始まり、作業員の確保やその他スタッフの体制作りに追われる一年になってしまいました。

本来であれば事業二年目に当たる今年は、どんどん自転車をリサイクルし、どんどん販路開拓を行い、もっと多くの自転車を販売して自転車リサイクル構築事業を軌道に乗せていく年にしなければならぬと思います。

しかし、体制もできたばかりで、まだまだ未熟な作業員やスタッフばかりなので、今年を本当の意味での一年目だと思い、作業員には作業速度より自転車一台・一台に真心を込め、丁寧な作業をすることを習得してもらいます。

スタッフは、作業員の方が全力で作業に集中できる環境づくりをおこない、また、お客様に真心がたわわ対応を体得し、事業最終年度の 2011 年度に大きく飛躍するための、基礎づくりの年にしたいと思います。

（かご本吉章）



### 緊急雇用創出基金事業(自立支援センター入所者所外作業)

この事業が始まって半年以上が経過しました。事業開始が夏の盛りに野外作業をチームで行うことの難しさ、その指導員は元より各センターから参加した人々にも、かなり厳しいものであったと思います。何にしろ野外作業に不慣れな人、又ある人はこんな楽な仕事と、この事業の趣旨とは関係なく今までの職務経過で現場での動きや意見が続出するに至っては、この事業の趣旨とそして絶対に事故を出さないとの狭間で苦勞せざるをえなかった、これが実感である。

そして半年以上が経過して、多くの問題を抱えながらも、大きな事故もなく又、トラブルもなくやってこれたことは指導員全員の努力の結果だと思っています。この事業全体を「安全」に「進める」を共有のものとしていく考えが必要だと思います。したがって、報告・連絡・相談 いつもあたり前の事業推進原則が、なお一層、問われていると考えます。

本年も、より一層努力し、各自立センター就労者・指導員が安全・無事故に就労できる作業現場環境を作りたいと考えています。 (斉藤 均)

### 禁酒の館

昨年は、利用者のサービス向上の一環として、ぜんざい、牛肉おじや、各種雑炊など、不定期の炊き出しを始め、カンパ物資の配給、同様にシェルター利用者へのぶた弁当差し入れ、夏まつりでのカレーライス提供など、食の一助を担う活動に力を入れてきました。今年も全国から寄せられるカンパ物資を積極的に利用しながら、ひと手間加えて、温かいもの、珍しいものを提供し、支援者と現場の失業・野宿に苦しむ仲間の橋渡しをしていきたいと思っています。 そのほか、夏に一度、年末年始に二度行ったシャワー利用時の湯船サービスも続けていきます。

また、昨年から着手した相談機能の充実についても、スタッフの拡充を中身の充実、かNPO内部の各部門の支援を受けながら、スタッフのスキルの向上、NPO内部のシステムを活用し、スムーズな相談・支援活動ができるようにしていきたいと思っています。(山中秀俊)

### 南分室・お仕事支援部

2009 年度のお仕事支援部の相談実人数・件数、就職実績ともに、前年度より減少している。その理由は、この間の生保受給者の増加等により、新規登録者が減少したことや、求人数の減少等が考えられる。

2010 年も状況は変わらないと思われるが、より中身の濃い相談及びサポートをしていかなければならないと考える。

例えば、相談業務においては、就職相談だけではなく、さまざまな相談に対応できるように心掛ける。

また、支援業務においては、可能な限り、具体的なサポートや情報提供をし、来て良かったと思っていただけるように心掛ける。

また、開拓業務においては、厳しい状況が続いているが、「声を掛けてくれて、ありがとう」と言っていた企業もあるので、そういう出会いを大切に、1 軒でも多く開拓し、1 人でも多く、やる気のある人を紹介して、長く継続勤務してもらえるようにしていきたい。そのためには、各相談員の力量も上げていかなければならないと考える。(米須 隆)

## -生活・福祉相談業務の現場から-

福祉相談業務の「歴史」をふりかえると、釜ヶ崎支援機構が設立した当初から相談を続けているので、まる 10 年を過ぎ 11 年目に入った。「歴史」などたいそうな表現をしているが、10 年の間にはいろいろなことがあった。スタッフが入れ替わり、生活保護をはじめとする様々な制度の運用がかわり、活用できる社会資源が生まれ、ひろがり、つぶれ、…。

この間、積み重なったものは大きい。こういう書き方をすると、「相談業務はすばらしいんだぞ!」と主張しているように勘違いする人もいるかもしれない。それは全く逆で、相談業務をおこなえばおこなうほど壁にぶつかり、課題ばかりが山積、落とさなくてもよい命を救えず「人殺し」をし、屍累々というのが現状で、「相談業務はえぐいんだぞ!」と主張してみたくなる。釜ヶ崎支援機構が行なっている相談業務とは、恨まれることこそあれ、感謝されるようなことはない。ただ、何よりも必要だとは思っている。

### 変わったこと 変わらないこと

この 10 年、変わらないこととしてあげられるのは、まず、私たちが接している目の前にいる人たちは「死」に近いところにいるということ。釜ヶ崎支援機構の他の部署でも同じことが言えるのだが、「野宿」とはそういう状態を指すのかもしれない。

しかしながら、「野宿」から抜け出したとしても、「死」に近いところにいることに違いはない。そのことは、ただ「野宿」から抜け出すことだけを目的として支援しては気付かない。居宅保護になってからも、再び「野宿」にもどらないための生活支援を行うことによって気付かされる。

釜ヶ崎支援機構の福祉相談部門を通して、この 10 年間で居宅保護になった人たちは 2,000 人をこえているので、全員の最期をみとることはできない。活用できる社会資源が少ない中、居宅保護受給後も継続的な支援していかないといけない人たち、具体的には、お金を預かっている人、薬を飲みに来る人たちが増え、一日約 150 人の人が事務所に出入りしている。そのような日々の業務の中、昨年 11 月から 12 月にかけて、1 週間に 2 人のペースで、かかわっている人がこの世を去った。亡くなった場所も、部屋の中という人も少なくない。年齢も 50 歳未満がいて、亡くなるには早すぎる人たちが多かった。居宅保護になって支援をしていく中で、「死」から離れたところにいるような気持ちになって、油断して、繋いだ手を緩めてしまったのだろうか。

次に変わらないこととしてあげられるのは、相談業務に携わるスタッフに多大な負担がかかり続けること。常識を持ち出すことに意味がなく、その場その場で「究極」の判断を要するため、相談業務に携わっているスタッフに見えない負担がかかることが多い。私たちの支援は、一方的に管理することを目的とせず、当事者の立場に立って、再び野宿にもどらないためにはどうしたらいいのか一緒に悩むため、ここまで支援をしておけばよいという制限が全くない。どうすればスタッフの負担を減らせるのか答えはでないが、少しでも支援の内容を理解してもらい、協力してくれる社会資源を増やし、ネットワークを広げていく以外はないと思う。

変わったことは何があるのだろうか。まずは相談者が変わった。釜ヶ崎で長年日雇労働に従事している人たちからの相談は、この 2,3 年とくに減った。相談者の層が広がり、支援を

複雑で困難にしていると言える。他に変わったことは、連携をとれる社会資源が少し広がった。ただこれは、何らかの制度に基づくものではなく、連携をとってくれる人たちの情熱と力量による部分が大きいいため、脆弱ではある。最後に、釜ヶ崎支援機構内部で連携をとることが増えた。以下 2 つ、事務局をあげて行なっている相談業務についてふれておく。

#### <生活改善事業>

2008 年度から、北側のシェルターで月 2 回、禁酒の館で月 2 回、健康相談・歯科相談、生活相談を行うようになった。毎月第三月曜日は保健所から、それ以外にも看護師など専門的な人たちの協力を得て、釜ヶ崎支援機構事務局各部署から、スタッフが参加して相談業務にあたっている。

2008 年度は相談者の約 2 割が生活保護（大半は居宅保護であるが、入院、施設入所も含む）を受給し、野宿から抜け出す手伝いをすることができた。2009 年度はシェルター利用者の著しい減少にもより、継続的な相談、野宿から抜け出すケースは減少している。

#### <済生会輪番労働者健康診断>

昨年の 12 月に 1 日だけ輪番労働者を対象にプレ健康診断が行なわれた。健康診断は血圧測定と採血を行った。血圧測定では 204 人中、最高血圧が 200 以上あった人が 11 人、採血の結果、要医療が 39 人いた。健診結果を返すときには、済生会病院より医師とワーカーがきて結果を説明、事務局、福祉相談部門、医療班が連携をとりながら、大阪社会医療センターをはじめとする病院に受診を促す。本番の健康診断は今年の 5 月以降を予定。また健康診断の目的は、病院受診だけではなく、野宿から抜け出すことである。すでに居宅保護になった人は 2 人、生活保護の相談中が 5 人いる。

### < 今後の目標 >

再び野宿にもどらないための出来る限りの支援を行っていくためにも、スタッフの負担を軽減するためにも、新たな社会資源の開拓と連携が必要となってくる。社会資源も今まで活用してきた、行政、医療などの専門機関、生活支援などに留まらず、就労支援など、幅をひろげていき、野宿から抜け出した後の生活の質を向上できるよう視点をもちたい。そうすることにより、活用できる社会資源の情報を集約でき、相談者がたらいまわしされることなく困窮状態から抜け出せる、本来の意味の「ワンストップサービス」を目指したい。

またそれらの情報を、野宿を余儀なくされる人たちに限られたものにするのではなく、地域で生活している人たちにも活用できるよう、提供する場所を今後つくっていったらと思う。

<生活・福祉相談業務統括 尾松郷子>

# リサイクルプラザ ご注文書

ご注文日 年 月 日

自転車本体		オプション					
車種	注文台数 (1台 5,250円)	A 防犯登録 (1台 500円)	B 後カゴ (1台 525円)	C 両立スタンド (無料)	D 荷台 (無料)	E 内装三段変速 (1台 1,050円)	
シティサイクル車	台	男性色	A B C D E	男性色	A B C D E	男性色	A B C D E
	台	女性色	A B C D E	女性色	A B C D E	女性色	A B C D E
	台	男性色	A B C D E	女性色	A B C D E	男性色	A B C D E
	台	女性色	A B C D E	男性色	A B C D E	女性色	A B C D E
軽快車	台	男性色	A B C D E	男性色	A B C D E	男性色	A B C D E
	台	女性色	A B C D E	女性色	A B C D E	女性色	A B C D E
	台	男性色	A B C D E	女性色	A B C D E	男性色	A B C D E
	台	女性色	A B C D E	男性色	A B C D E	女性色	A B C D E

代金のお支払いは、商品のお届け時とさせていただきます。

**配達料** **大阪市内 無 料**

※その他の地域は有料配達となります。配達地域によって金額が異なりますので、電話連絡時お伝えします。  
●※お届けは、ご注文の約2週間です。  
●カラーリング等は出来る限りご希望に添わせていただきますが、在庫の都合によりご希望の色が用意できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

ご相談・お問合せは **電話 06-6630-6577**  
(電話受付：月～土曜日 9:00～17:00) リサイクルプラザ

ご注文者名：  
企業名・団体名 \_\_\_\_\_ 部署名 \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_  
 電 話 (携帯電話可)： \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_  
**上記必要項目をご記入後、FAX 06-6630-6578 までご送信ください。**  
**NPOリサイクルプラザ**  
KAMAGASAKI

## リサイクル自転車カタログ

安心整備・  
選べる2タイプから  
1台 **5,250円**  
より

エコです、  
エコノミーです。

おすすめします!  
**リサイクル自転車**

- リサイクルならではの低価格。
- 安心整備サービス。修理・調整は、プロの整備士による丁寧な整備。
- カラーリング等、お客様のご希望に合わせたカラーリングが選べます。
- 防犯登録・防犯マークの付いた安心な自転車です。
- お支払いのタイミングは、商品のお届け時とさせていただきます。

**NPOリサイクルプラザ**  
KAMAGASAKI

### シティサイクルと軽快車の2タイプから選べる

お子様用は右側画像にてお問い合わせください。

#### シティサイクル

スタイリッシュなフォルムで、通勤・通学に最適な街乗り自転車です。

税込 **5,250円**

#### 軽快車

快適な足回りでタウンユースにも抜群のファミリーサイズです。

税込 **5,250円**

オプション

- 荷台 (無料)
- 両立スタンド (無料)
- 後カゴ (525円)
- 内装三段変速 (1,050円)
- 防犯登録 (500円)

※その他、ご希望やお問合せはお電話にて承ります。 **06-6630-6577**

### リサイクル自転車がお手元に届くまで

- 1 お気に入りのスタイル(シティサイクル/軽快車)をお選びください。
- 2 お好みのオプションをお選びください。
- 3 注文シートにご記入の上、FAXにてご注文お願いします。
- 4 当店よりお電話にて詳細な打ち合わせをさせていただきます。
- 5 約2週間後、ご自宅にお届けいたします！  
(代金のお支払いは商品お届け時とさせていただきます)

**大阪市内 無料配達**

リサイクル自転車ができるまで

- 放置自転車の引き取り
- 整備士による修理・部品交換・調整
- お客様の元へ

おまかせください **ダブルの安心!**

安心 その1 **一流のプロ仕事!**  
自転車安全整備士が修理・調整いたします。  
(日本自転車安全整備会認定)

安心 その2 **アフターケアも万全**  
ご購入後一ヶ月以内に不具合が生じた場合は、**無償**にて修理又は交換いたします。

放置自転車をリサイクルして環境に配慮したエコ社会の実現

■NPOリサイクルプラザ 〒557-0004 大阪市南區成枝之茶屋3-6-29 ■NPO法人 善く働く環境が暮らしの未来を

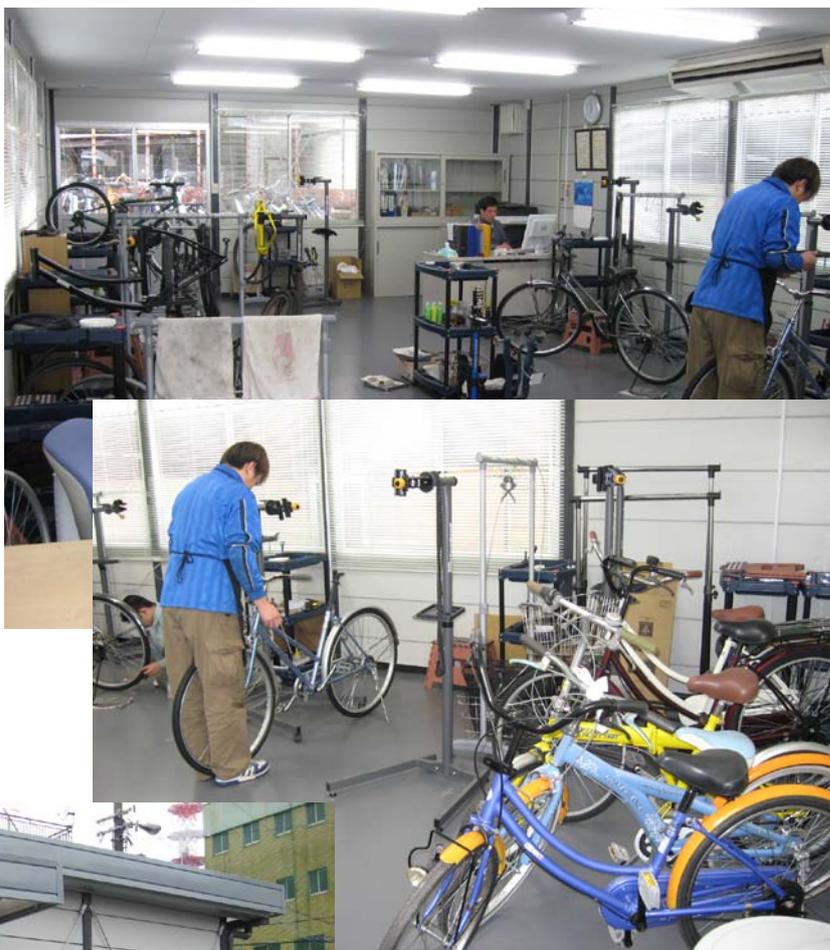
## 自転車のリサイクル・販売 による雇用創出事業が 本格的に始まりました。

昨年 10 月 1 日、大阪ホームレス就業支援センター敷地内に、自転車リサイクル事業の新しい作業場が完成し、本格的に動き出しました。

大阪府のふるさと雇用再生基金事業の「自転車リサイクルシステム構築事業」として開始したものです。

現在スタッフ 3 名と作業員 7 名が、回収・リサイクル・販売を手掛けています。

大阪市から委託されている技能講習の出口でもあります。  
(前のページにパンフレット)



**特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 43 号 2010 年 1 月 28 日**

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777 E-mail: npokama@npokama.org

会費・寄付の振込口座: 郵便振替: 00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門の振込口座: 三菱東京 UFJ 銀行 萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構

**釜ヶ崎支援機構 (南分室) 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 3-6-1 2**

お仕事支援部 電話 06(6645)0246 FAX06(6645)0369 市内対策部 電話 06(6645)0388

リサイクルプラザ 電話 06(6630)6577 FAX06(6630)6578

海道出張所(禁酒の館) 電話/FAX 06(6718)6898

**大阪希望館・相談センター 大阪市北区 電話 06(6374)0225 FAX06(6374)0226**